

第3期中野市子ども子育て支援事業計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第3期中野市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託

2 業務目的

本業務は、各種子育て支援施策の指針としている「第2期中野市子ども・子育て支援事業計画」について、事業期間が令和2年度から令和6年度までであることから、本計画と本市の現状を検証し、加速化する少子化等本市の実情を踏まえたうえで、子ども・子育て支援法61条の各号の規定に基づき、令和7年度から5年間の事業期間とする新たな事業計画を策定するため、令和5年度、子育て世帯を対象とした子育て支援施策に関するニーズ調査を実施し、本市の現状把握及び結果分析により第3期事業計画の策定根拠とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日まで

4 業務内容

(1) ニーズ調査の整理・分析

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、中野市において住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行う。その後の調査集計・分析結果等を取りまとめる。

(参考) 調査対象者及び配布数

- ① 就学前児童の保護者 1,000人(予定)
- ② 小学生児童の保護者 1,000人(予定)

・ データ入力・集計及び分析

- ① 内容別に分類し整理する。
- ② 回収した調査票を集計及びクロス集計し、集計結果から見る全体像や設問別の分析をまとめ、ニーズ調査結果をわかりやすくまとめた報告書を作成する。
- ③ 国の方針や基準に基づく教育・保育の「量の見込み」や「確保方策」等が検討できるように集計・分析を行うとともに、第3期計画の策定に向けて課題を整理する。
- ④ その他市が要望する集計作業を行う。

(2) 子ども・子育て会議の支援

中野市子ども・子育て会議の開催にあたり、必要な資料の作成、助言、会議運営支援を行う。また、オブザーバーとして会議に出席し、必要な対応を行う。

(3) 計画案の策定支援

調査の分析及び検討結果を計画素案として作成する。

素案は中野市子ども・子育て会議の審議、検討結果等に基づき、修正を行い最終案を作成する。

(4) 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施支援

計画案に関して中野市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(5) 計画書及び概要版の作成

確定した第3期計画の計画書及び概要版を作成する。作成にあたっては、市民が見やすく理解しやすいものとなるよう工夫をする。

5 配置技術者

本業務において、専門的な立場で提言できる十分な知識、経験を有する業務責任者及び業務担当者を配置すること。

6 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

(1) 本業務を遂行するにあたり、中野市と十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 本業務を遂行するにあたり、中野市が保有する資料が必要な場合には、業務責任者又は業務担当者に、借用書と引き換えに貸与する。

受託者は、本業務において中野市の情報資産の安全性を確保する。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）若しくは J I S Q 15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされているとともに、3年以上の保有実績を有しており、かつ機密保持に関する社内規定を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）等を中野市に提出する。

(3) 成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても、委託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

(4) 当該調査に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、中野市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

また本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、中野市と受託者が協議の上、決定する。

7 提出書類

受託者は本業務に着手する前に次に掲げる書類を提出し、中野市の承認を得るものとする。

(1) 着手届及び業務工程表

(2) 業務責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）

(3) 業務責任者が保有すべき業務受託実績を証明する書類

(4) J I S Q 2 7 0 0 1（ISMS）若しくは J I S Q 1 5 0 0 1（Pマーク）の

取得を証明する認定証の写し

8 成果品

- (1) 現行計画の検証及び実施状況報告書データ 一式
- (2) 次期計画（素案、原案を含む）データ 一式
- (3) 関係資料データ 一式
- (4) その他中野市が必要とする報告資料、関係データ 一式

なお、業務完了届提出の際には、上記成果品を全て紙ベースで添付すること。

9 納入場所

本業務の納入場所は中野市子ども部子育て課とする。

10 著作権の帰属

本業務で作成したデータ及び報告書の著作権については、中野市に帰属する。

11 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

12 その他

当該調査に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、中野市と協議の上、本業務内容を変更することができる。また、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、中野市と受託者が協議の上、決定する。